

○美しく快適な大分県づくり条例施行規則

平成十六年三月三十一日
大分県規則第二十四号

美しく快適な大分県づくり条例施行規則をここに公布する。

美しく快適な大分県づくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、美しく快適な大分県づくり条例(平成十六年大分県条例第二十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導員の業務)

第二条 知事は、美しく快適な大分県づくりを推進するため、環境美化指導員(以下「指導員」という。)を県職員のうちから任命する。

2 指導員の業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 条例の規定に違反する行為を行った者を発見した場合における、当該行為を行った者に対する指導業務
- 二 前号の指導に従わなかった場合における、条例第三十五条の規定による当該行為者に対する過料を科すための手続に関する業務

3 指導員は、前項の業務を行うときは、環境美化指導員証(第一号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補助指導員の設置)

第三条 知事は、前条に規定する指導員の業務が円滑に行われるよう、環境美化補助指導員(以下「補助指導員」という。)を委嘱することができる。

2 補助指導員は、前条第二項第一号の業務を行うものとする。

3 補助指導員は、前号の業務を行うときは、環境美化補助指導員証(第二号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(放置自動車等の調査の依頼)

第四条 条例第二十条の規定により放置自動車等について調査を依頼しようとする者は、放置自動車等調査依頼書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(調査書等)

第五条 知事は、条例第二十一条の規定により放置自動車等について調査をしたときは、放置自動車等調査書(第四号様式)を作成するものとする。

2 条例第二十一条に規定する警告書は、放置自動車等警告書(第五号様式)とする。

(放置自動車等の撤去の通知)

第六条 知事は、条例第二十二条の規定により、放置自動車所有者等に対し、当該放置自動車等を撤去するよう通知するときは、放置自動車等撤去通知書(第六号様式)により行うものとする。

(公示)

第七条 条例第二十三条の規定による公示は、大分県庁舎の掲示板その他の知事が必要と認める場所に掲示することにより行うものとする。

2 条例第二十三条第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 放置自動車等の種類及び放置されている状況
- 二 放置自動車等が放置されている場所
- 三 放置自動車等の名称及び形状
- 四 放置自動車等の自動車登録番号、車両番号、標識に表示された番号又は自転車防犯登録番号
- 五 当該放置自動車等に関する事務を担当している部署の名称及び連絡先

(告示)

第八条 条例第二十五条第二項の規定による告示は、大分県公報に登載することにより行う。

2 条例第二十五条第二項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 放置自動車等の名称及び形状
- 二 放置自動車等の自動車登録番号、車両番号、標識に表示された番号又は自転車防犯登録番号
- 三 当該放置自動車等に関する事務を担当している部署の名称及び連絡先

3 条例第二十五条第四項の規定による公示は、次に掲げる事項について、大分県庁の掲示板その他の知事が必要と認める場所に掲示することにより行うものとする。

- 一 放置自動車等の種類及び名称
- 二 条例第二十五条第二項の規定による告示を行った日及び告示の番号
- 三 放置自動車等を移動し保管している場所
- 四 放置自動車等を移動し保管を開始した日
- 五 当該放置自動車等に関する事務を担当している部署の名称及び連絡先
(放置自動車等の移動等の依頼)

第九条 条例第二十五条第三項の規定により放置自動車等の移動等の依頼をしようとする者は、放置自動車等移動等依頼書(第七号様式)を知事に提出しなければならない。
(費用の請求)

第十条 知事は、条例第二十六条の規定により放置自動車等の移動等に要した費用を請求するときは、放置自動車等移動等費用請求書(第八号様式)により行うものとする。

(投光器の使用の停止命令)

第十二条 知事は、条例第三十三条の規定により、条例第三十二条の規定に違反して投光器を使用している者に対し、当該投光器の使用の停止を命ずるときは、投光器使用停止命令書(第九号様式)により行うものとする。

(過料)

第十二条 知事は、条例第三十五条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分の名宛人となるべき者(以下「名宛人」という。)に対し、告知・弁明書(第十号様式)をあらかじめ交付し、弁明の機会を付与するものとする。

2 過料の処分は、名宛人に過料処分決定通知書(第十一号様式)を交付することにより行うものとする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条から第十二条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第四三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年規則第一一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(令元規則12・一部改正)

第1号様式(第2条関係)

(表)

		第 号
環境美化指導員証		
写 真	氏 名	
	生年月日	
年 月 日	大分県知事	印

(裏)

注 意
1 本証は、大切に取り扱い、紛失しないよう心がけ、紛失したり、盜難にあったときは、すみやかに届け出て再交付を受けること。
2 本証は、不正に使用しないこと。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
4 本証の記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。
5 環境美化指導員でなくなったときは、直ちに返納すること。

備考 この用紙は、日本産業規格A8(縦52ミリメートル、横74ミリメートル)とする。

第2号様式(第3条関係)

(令元規則12・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

(表)

		第 号
環境美化補助指導員証		
写 真	氏 名	
	生年月日	
年 月 日	大分県知事	印

(裏)

注 意
<ol style="list-style-type: none">1 本証は、大切に取り扱い、紛失しないよう心がけ、紛失したり、盜難にあったときは、すみやかに届け出て再交付を受けること。2 本証は、不正に使用しないこと。3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。4 本証の記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。5 環境美化補助指導員でなくなったときは、直ちに返納すること。

備考 この用紙は、日本産業規格A8(縦52ミリメートル、横74ミリメートル)とする。

第3号様式(第4条関係)

第3号様式(第4条関係)

放置自動車等調査依頼書

年　月　日

大分県知事

殿

住　所
氏　名
電話番号

(印)

私の所有(占有・管理)する土地に、自動車等が放置されていますので、美しく快適な大分県づくり条例第21条の規定により、次のとおり調査を依頼します。

調査を依頼する場所 (放置自動車等が存する場所)			
事実の発生した日又は放置自動車等を発見した日	年　月　日　時頃		
土地所有者の氏名等 (依頼者と同一の場合記入不要)	住　所 氏　名 電話番号		
放置自動車等の形態等	種類		
	車名		
	自動車登録番号 (防犯登録番号)		
	その他 (外観等の特徴)		
この依頼に基づく調査のために、上記の土地に立ち入ることについて、承諾します。			

第4号様式(第5条関係)

第4号様式(第5条関係)

放置自動車等調査書

担当所属		整理番号		
調査年月日		調査担当者 (所属・氏名)		
依頼者 又は 発見者	住所(所属)	依頼(発見) 年月日		
	氏名			
	電話番号			
放置場所	所在地			
	所有者等			
	区分	県管理地()	私有地	その他()
関係行政機関への 通報状況		警察署(署)	陸運事務所	市町村()
所有者等の状況		判明	不明	
放置自 動車等 の形態 等	種類		車名	
	登録番号等		車台番号	
	塗装色		自動車検査証 の有効期限	
	その他特記 事項			

第5号様式(第5条関係)

第5号様式(第5条関係)

第 号

放置自動車等警告書

この自動車等(自動車・自動二輪・原動機付自転車・自転車)の所有者等(所有者・管理者・使用者)は、速やかにこの自動車等を撤去するなど適正な処理をしてください。

年 月 日までに適正な処理をしない場合は、美しく快適な大分県づくり条例に基づき、県において移動、保管、処分等を行う場合があります。この場合には、これらに要した費用を所有者等に請求する場合があります。

年 月 日

大分県知事

印

連絡先 担当部署名
電話番号

第6号様式(第6条関係)

第6号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

放置自動車等撤去通知書

美しく快適な大分県づくり条例第22条の規定により、 年 月 日までに下記の
放置自動車等を撤去するよう通知します。

記

1 放置場所

2 放置自動車等の形態等

(1) 種類

(2) 車名

(3) 自動車登録番号等

3 連絡先

担当部署名

電話番号

第7号様式(第9条関係)

第7号様式(第9条関係)

放置自動車等移動等依頼書

年　月　日

大分県知事

殿

住　所
氏　名
電話番号

(印)

美しく快適な大分県づくり条例第25条第3項の規定に基づき、私の所有(占有・管理)する土地に存する放置自動車等の移動等を依頼します。

放置自動車等が存する場所		
土地所有者の氏名等 (依頼者と同一の場合 は記入不要)	住　所 氏　名 電話番号	
放置自動車等の形態等	種類	
	車名	
	自動車登録番号 (防犯登録番号)	
	その他 (外観等の特徴)	
この依頼に基づく放置自動車等の移動等のために、上記の土地に立ち入ることについて、承諾します。		

第8号様式(第10条関係)

第8号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

放置自動車等移動等費用請求書

美しく快適な大分県づくり条例第26条の規定により、下記のとおり放置自動車等の移動・保管・処分に要した費用を請求します。

については、期限までに別添の納入通知書により、必ず納入してください。

記

1 請求金額 円

2 請求金額の内訳

3 納入期限 年 月 日

4 自動車等を放置していた場所

5 放置自動車等の形態等

放置自動車等の種類

車名

自動車登録番号等

6 放置自動車等の処分等の年月日

7 連絡先

担当部署名

電話番号

第9号様式(第11条関係)

(平17規則43・平28規則11・一部改正)

第9号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

殿

大分県知事



投光器使用停止命令書

美しく快適な大分県づくり条例第33条の規定により、下記のとおり投光器の使用の停止を命ずる。

この処分に対して不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に大分県知事に対して審査請求をすることができる(なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができない。)。

また、この処分については、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができない。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

1 対象となる投光器

2 使用停止命令を行う理由

3 その他

貴殿が当該投光器の使用を停止しない場合は、美しく快適な大分県づくり条例第35条の規定により、過料処分を行う。

第10号様式(第12条関係)

第10号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

告 知 ・ 弁 明 書

氏名	殿		
住所	都・道・府・県 市・区	町	丁目
生年月日	年	月	日(歳)
連絡先電話番号(自宅・勤務先・携帯電話)			

大分県知事 印

あなたは、美しく快適な大分県づくり条例第 条 の規定に反し、下記の行為を行いました。

この行為は、美しく快適な大分県づくり条例第35条第 号の規定により過料処分の対象となります。

違反行為の日時・場所		
違 反 事 実 の 内 容		
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実につきましては、 <input type="checkbox"/> 覚えがありません。 <input type="checkbox"/> 誤りがあります。 (誤りの内容)	
	署 名	

第11号様式(第12条関係)

(平17規則43・平28規則11・一部改正)

過料処分決定通知書

被処分者

住 所

氏 名

上記の者を、美しく快適な大分県づくり条例第35条第 一 号の規定により、金 円
の過料に処する。

違反行為の日時	
違反行為の場所	
違反事実の内容	

上記のとおり通知する。

被処分者は、別に交付する納入通知書又は現金により納付しなければならない。

年 月 日

大分県知事

印

この処分に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に大分県知事に対して審査請求をすることができる(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができない。)。

また、この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができない。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。